

「加西市雇用対策協定」締結式

平成28年8月26日（金）加西市役所において

加西市長西村和平

兵庫労働局長 小林 健



加西市雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、加西市（以下「市」という。）と厚生労働省兵庫労働局（以下「労働局」という。）が、市において策定した「第5次総合計画」の「後期基本計画」において推進する5つの基本政策「子どもが元気に育ちいきいきと活動する加西」、「雇用と経済が元気を取り戻す加西」、「誰もがみんな元気で安心して暮らせる加西」、「地球に優しい環境都市加西」、「パートナーシップによる地域経営」の実現を目指し、特に「雇用と経済が元気を取り戻す加西」について、密接な連携のもとに市内企業の成長発展・人材確保、雇用・労働環境の改善と就業支援の強化を図るための雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に推進することを目的として締結する。

(事業内容)

第2条 市及び労働局は、前条の目的を達成するため、毎年、具体的な取組及びその実施方法並びに数値目標を事業計画として定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、市及び労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

(要請)

第3条 加西市長及び厚生労働省兵庫労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 加西市長及び厚生労働省兵庫労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、加西市長及び厚生労働省兵庫労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月26日

加 西 市 長

西村和乎

厚生労働省兵庫労働局長

小林 健

平成28年度

加西市雇用対策協定
に基づく事業計画

加 西 市
兵庫労働局

目 次

第1 趣旨

第2 市における現状と課題、労働局との連携

第3 協定に基づく事業計画

- 1 新卒者、既卒者等若者に対する就職支援
- 2 子育て女性等に対する就職支援
- 3 U I J ターン対策の推進
- 4 市内企業の人材確保、求人充足対策の推進
- 5 高齢者に対する就業対策の推進
- 6 障害者に対する雇用対策の推進

第1 趣旨

加西市（以下「市」という。）と兵庫労働局（以下「労働局」という。）は、市における雇用・労働環境の改善に連携して強力に取り組むため、平成28年8月26日「加西市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市と労働局は、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策が密接な関連のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、平成28年度の協定に基づく事業計画をまとめ、各施策に対する互いの理解を深め一体的な対策の実施により、市における雇用・労働環境の改善と就労支援の強化を図ることとする。

連携にあたっては、それぞれが実施する施策に関して、加西市雇用対策協定運営協議会（以下「運営協議会」という。）、情報・意見交換会を実施するなど、互いの理解を深める取組を推進する。

なお、兵庫労働局長は、ここに定める事業計画以外の事項についても、市が進める雇用創出の取組、就職困難者への支援、地元企業雇用調整時の離職者の再就職支援、企業誘致に際しての人材確保、その他の施策への連携協力について、加西市長から要請があったときは、誠実かつ迅速に対応するよう努めるものとする。

また、労働局は、市に関係する雇用情勢に関する各種指標、分析結果について、積極的に市に提供することとし、市は、市内における企業誘致、市内企業の人材確保状況、市内在住高校生の大学等進学先地域の情報等について、労働局から提供要請があった場合には、誠実に対応するものとする。

第2 市における現状と課題、労働局との連携

市については、日本創生会議によれば、市の若年女性人口が2040年には、2010年とくらべ半減し、このまま何の施策も講じなければ消滅の可能性もある896の都市のひとつに該当するとされている。

市の人口動態分析において、若年層を中心に、進学・就職・結婚等により市外へ転出する傾向が見られる。特に、若年女性人口の減少が、合計特殊出生率が低い、未婚率が高いという市の現状の一因と考えられている。

市は、本格的な人口減少社会が到来する中、人口問題や地域の活性化に対応することが求められてきたことから、平成27年10月に「加西市地域創生戦略」を策定し、人口の減少に歯止めをかけ、子育て世代の人口流入を図ることを基本としながら、将来にわたって市民が希望を持って心豊かに暮らすことができる持続可能な都市（サステイナブル・シティ）の実現をめざしてきたところである。

また、平成23年10月に、計画期間を10年とする「第5次加西市総合計画」を策定し、「加西の元気力～加西の良さを活かした元気力の追求～」を掲げ、暮らしやすく住み続けたいまちの実現をめざして、人づくり、産業、くらし、環境及び地域経営の5つの視点から様々な施策を実施してきた。

平成28年度を始期とする「第5次加西市総合計画」の「後期基本計画」の中で、市は、5つの基本政策「子どもが元気に育ちいきいきと活動する加西」、「雇用と経済が元気を

取り戻す加西」、「誰もがみんな元気で安心して暮らせる加西」、「地球に優しい環境都市加西」、「パートナーシップによる地域経営」の実現を目指すこととした。

特に「雇用と経済が元気を取り戻す加西」について、市と労働局は、市の現状と課題を共有したうえで、協力して効果的に雇用施策に取り組むため、連携を図ってきたところであるが、協定に基づき、運営協議会を設置し、事業の進捗状況の把握と全体調整を行うとともに、事業計画の具体的な取組方針や内容について、関係部署と調整を十分に行うなど連携の拡充を図ることとする。

第3 協定に基づく事業計画

1 新卒者、既卒者等若者に対する就職支援

住民の市外への転出に歯止めをかけるため、特に若年者に対しては、市内での就職、とりわけ正規雇用での就職を促進する必要がある。そこで、新規学卒者や既卒者等への就職支援、関係機関と連携した若年者の職業意識形成への支援、若年求職者に対する市内企業に関する情報提供の充実、市内企業に対する正規雇用での採用の働きかけ等、若年者に対する就職支援を市と労働局は連携して実施する。

(1) 労働局が実施する業務

ア 労働局は北播磨地域において、大学生等を対象とした合同就職面接相談会を市と共同開催する。

【目標】合同就職面接相談会開催回数 1

イ 新卒者の求人を確保するため、市と労働局は共同して、事業主団体や主要企業に対し、求人要請を行う。

【目標】共同による事業主団体や主要企業訪問件数 10

ウ 市内の2県立高等学校に対し、職業講話等を実施することにより、職業意識の醸成を図るための措置を講じていく。

【目標】職業講話等実施回数 2

エ ハローワークにおける職業相談時に、新卒者等若年者向けに作成した「加西企業ガイドブック F I T I N」を活用する。

オ 青少年の雇用の促進等に関する法律の周知を図り、ユースエール認定企業の選定促進を図る。

カ 企業誘致や企業との懇談の中で、市が入手した正社員雇用等の情報を受け、ハローワークが求人を受理し、求職者に対し求人情報の提供、職場見学会等を実施し、就職の促進を図る。

(2) 市が実施する業務

ア 市内事業所に対し、高等学校新卒者の正社員雇用を働きかける。

【目標】市内事業所高校新卒正規社員年間採用者数 80

イ 新卒者等若者へ多様な媒体を通じて魅力ある市内企業就職情報を提供する。

- ・平成28年3月31日に発行した「加西企業ガイドブック F I T I N」の活用
- ・「加西市就職 N a v i 2 0 1 7」（キャリアタス2017）における就職情報サイトの活用

ウ 偶数月を発行する「加西市ふるさとハローワーク通信」を市内の自治会を通して、市内の住民に回覧し、「加西市ふるさとハローワーク」のさらなる周知と利用促進を図る。

エ SNS等を活用した就職支援情報の発信を行う。

2 子育て女性等に対する就職支援

市においては、単に市外への転出に歯止めをかけるだけでなく、市内人口の増加のためにも、若い女性が市内で働き、市内にとどまること、すなわち若年女性の労働力人口の増加は最重要課題となっている。そこで、子育て中の求職者ニーズに対応した職業相談や求人確保、女性が働きやすい就業形態を提供できる環境整備や働き方の見直しの普及・啓発、公的職業訓練を活用した職業能力開発等、子育て女性等に対する就職支援を市と労働局は連携して実施する。

(1) 労働局が実施する業務

ア ハローワーク西脇の職員が、月2回程度、加西市ふるさとハローワークを訪問し、市及び関係機関から、保育所や子育て支援サービスに関する情報提供を受け、子育て女性等の求職者に情報提供する。

イ 市と連携して、「子ども・子育て支援新制度」の概要説明、配偶者控除の解説等を内容とする子育て女性等を対象とした就職支援セミナーを開催する。労働局においては就職支援セミナーの会場確保、講師の選定を行い、市においては、その開催にあたり、子育て女性等がセミナー参加の間、子どもを保育できる環境を整えることとする。

【目標】子育て女性等を対象にした就職支援セミナー開催回数 1

ウ 「加西市ふるさとハローワーク」において、月2回実施している生活困窮者等に対する巡回相談において、市との連携強化により、児童扶養手当を受給しているひとり親等との相談の充実、相談件数の増加を図る。

【目標】巡回相談における児童扶養手当を受給しているひとり親との相談件数

30

エ 改正された次世代育成支援推進法の周知を図り、「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の選定促進を図る。

オ 子育て等で一度退職した女性の復職のための実践的な学び直しの機会を提供するため、職業相談の際には、求職者の状況に応じ、公的職業訓練に関する周知や受講奨励も実施する。

(2) 市が実施する業務

ア 平成28年4月から、市は4歳、5歳児の保育料無料化を開始し、保護者の負担軽減を図り、子育て女性等が働くことのできる環境を整備する。

イ 偶数月を発行する「加西市ふるさとハローワーク通信」を市内の自治会を通して、市内の住民に回覧し、「加西市ふるさとハローワーク」のさらなる周知と利用促進を図る。

ウ 再就職を目指す女性を含めた求職者に住宅支援情報、求人情報の提供、面接の受け方、応募書類の作成方法等を学ぶ就職支援セミナーを実施する。

【目標】月における就職支援セミナー開催回数 1

エ 「加西市ふるさとハローワーク」内に配置された、市の就労支援員により、若者や子育て女性等と各種相談を実施し、本人のニーズに合わせ、市の関係部署に誘導を行う。職業相談・職業紹介が必要な方については、「加西市ふるさとハローワーク」の職業相談員との職業相談に誘導を行う。

オ 「子育てママ就職支援補助制度」（子育て等のために就業していない女性が就職のための講座を受講した場合、経費の一部を助成する制度）の周知を十分に行う。

【目標】制度の利用者数 3

カ 子育て応援企業を増加させるためのセミナーを実施し、改正された次世代育成支援推進法の周知を図り、「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の選定促進について、労働局への協力を行う。

キ SNS等を活用した就職支援情報の発信を行う。

3 U I J ターン対策の推進

市では、市外への流出に歯止めをかける方策とともに、市から都市部に流出した人材の回帰、移住を加速させ、定住へつなげる施策を展開することにより、人口増加を図る必要がある。そこで、市におけるイベント等あらゆる機会を通して、仕事、住まい、子育て等の情報を発信し、U I J ターンを促進するための取組を市と労働局は連携して実施する。

(1) 労働局が実施する業務

ア 労働局、ハローワークが有する全国ネットワークを活用して、市出身者の進学先の都市部に関する情報を把握し、進学先の労働局・ハローワークと連絡を取り、必要に応じ、現地において、U I J ターン就職希望者と市内企業との面接会・説明会等を開催する。

イ 兵庫県が実施している「ふるさと企業就職活動支援事業助成金」（新規学卒者、U I J ターン就職希望者の面接選考時に旅費を支給する中小企業にその半額を助成する制度）を市内の企業に対して周知し、活用について働きかける。

ウ 北播磨県民局と連携し、「兵庫県U J I ターン合同企業説明会（東京）開催事業」において、市内の企業のアピール等を行う。

エ 市出身者やその家族に対し、市、北播磨県民局と連携して、兵庫県への移住相談窓口である「カムバックひょうご東京センター」の周知を行う。

(2) 市が実施する業務

ア 成人式において、参加者へのアンケート配布により、就職活動時期での、市内企業の情報提供の可否を把握し、了承を得られた対象者に、雇用に関する各種情報を提供する。

イ 高等学校と連携を図り、都市部に進学した学生の保護者にU I J ターンに関する情報を提供する。

ウ 奨学金を受けて大学等を卒業した後、Uターンして加西市に移住する方や、就職等で加西市に移住してきた方に対して、返還されている奨学金の一部を補助する「U J I ターン促進補助事業」を実施する。

エ 「加西市ふるさとハローワーク」内に設置している「U J I ターン就職相談窓口」において、市外からのUターン希望者や移住をして仕事を探す方に、住まいや子育てに関する市の定住支援施策の紹介や相談を行う。職業相談が必要な場合には「加西市ふるさとハローワーク」の職業相談員との相談に誘導する。

【目標】U J I ターン相談者数 30

4 市内企業の人材確保、求人充足対策の推進

平成28年6月におけるハローワーク西脇管内の有効求人倍率は1.17倍となっており、市内においても人材確保、求人充足が困難となっている企業も多数存在することから、それらの企業に対する支援を講じる必要がある。そこで、有効な求人充足サービスを展開するとともに、人材確保の方策としての企業自らによる魅力的な職場づくり、とりわけワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を働きかけるなど、市内企業の人材確保の取組を市と労働局は連携して実施する。

(1) 労働局が実施する業務

ア 求人未充足企業については、正社員求人を中心に、ミニ面接会を積極的に実施する。

【目標】正社員求人を対象としたミニ面接会開催回数 10

イ 求人未充足企業の事業所見学会を開催し、求職者の応募意欲を高める。

【目標】求人未充足企業の事業所見学会実施回数 2

ウ 求職者の希望を把握したうえで、職業相談窓口での相談時または郵送による未充足求人情報の提供、応募勧奨等を実施していく。

エ 市に関係する求人・求職の状況や産業別、職種別の求人の状況など雇用情勢に関する各種指標、分析結果について、積極的に市に提供する。

オ 市内企業に対し、人材確保には、仕事と生活を調和させていくことのできる魅力ある職場づくりが重要であることを周知するとともに、具体的な企業の取組に対し助言・支援を行う。また、年次有給休暇の計画的取得の方法として、「プラスワン休暇」の広報に力を入れていく。

(2) 市が実施する業務

ア 加西市雇用開発福祉協議会、労働局等と共催で合同就職面接会を開催する。

【目標】合同就職面接会開催回数 2

イ 事業主団体等との会議等における市内企業の人材不足状況を把握し、その情報を労働局に提供する。

ウ 「加西企業ガイドブック F I T I N」、「加西市就職 N a v i 2017」（キャリアス2017）における就職情報サイトを活用し、市内優良企業のアピールをさらに進めていく。

エ 市内の企業誘致、市内企業の人材確保状況等について、労働局から提供要請があった場合には、誠実に対応するものとする。

オ 市内企業を対象にセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスを考える機会を設ける。

【目標】セミナー開催回数 1

5 高齢者に対する就業対策の推進

少子・高齢化が急速に進展し、労働力人口の減少が見込まれる中で、働く意欲と能力を有する高齢者が、活躍できる社会の実現が重要である。そこで、65歳までの雇用を確保するため、高齢者雇用確保措置の着実な実施を図るとともに、65歳を超えても働ける環境づくり、再就職の支援、さらには多様な就業機会の確保など、高齢者に対する就職促進の取組を市と労働局は連携して実施する。

(1) 労働局が実施する業務

ア 平成25年4月1日から施行されている改正高齢者雇用安定法の周知・啓発を引き続き実施するとともに、各種団体等と連携し、希望者全員が65歳まで働くことができる制度、さらに、企業の実情に応じた70歳まで働くことができる制度の導入促進など、対象事業主に対する高齢者雇用確保措置実施に向けた指導及び制度の浸透に取り組む。

イ 65歳を超えた高齢者を含めた高齢者の再就職支援の充実のため、きめ細かな職業相談・紹介を行うとともに、各種助成金及び奨励金制度を活用した支援を実施する。

ウ 労働局、播磨地域のハローワークが兵庫県シルバー人材センター協会と連携して、高齢者を対象とした合同就職面接会を開催する。

【目標】合同就職面接会開催回数 1

(2) 市が実施する業務

ア 65歳までの継続雇用はもとより、生涯現役社会の実現に向けた雇用の延長と高齢者の再就職を支援するために、市内企業の理解と雇用の場を確保するため、加西市雇用開発福祉協議会の協力により、企業に対する国の制度の普及啓発に努める。

イ 市内企業の高齢者雇用を促進するため、加西市雇用開発福祉協議会を通じた企業への求人を要請し、「加西市ふるさとハローワーク」による高齢者の適性に合ったマッチングを進める。

6 障害者に対する雇用対策の推進

平成27年度末におけるハローワーク西脇管内での障害者の有効求職者数は、502人となっており、市内においても就職を希望する者が多いことから、その就職を促進する必要がある。そこで、障害者が働くことに対する事業主や一般市民の理解の促進、障害者雇用率制度の十分な周知と意識啓発を行うとともに、法定雇用率未達成企業に対しては指導を行うなど、障害者に対する就職促進の取組を市と労働局は連携して実施する。

(1) 労働局が実施する業務

ア 障害者の雇用機会の拡大に向けて、市内の企業に対する雇用維持・拡大の要請、法定雇用率の達成指導の厳正な実施、きめ細かな職業相談・職業紹介及び各種の雇用施策等を効果的に実施するとともに、職場定着への支援を実施していく。

【目標】職場定着支援実施対象事業所数 10

イ 障害者の就労意欲が高まっているため、福祉・教育関係施設や職業能力開発施設等との連携、精神障害、発達障害等、障害特性に応じ、チーム支援により就労支援を充実させていく。

ウ 加西特別支援学校の卒業予定者等の進路選択において、本人、教諭、保護者の意見を尊重しながら、助言を行っていく。就職希望者に対しては、適性を見極め、個別求人開拓を行い、実習等を通して、就職準備性を高め、就職に結びつけていく。

(2) 市が実施する業務

ア 市を含め、5市1町が共同で設置している北播磨障害者（児）地域自立支援協議会で、北播磨地域における障害福祉に関する関係者の連携及び支援体制等に関する協議を行っている。

北播磨障害者（児）地域自立支援協議会の分科会である就労支援部会等においてハローワーク等と情報共有を行い、特に、障害者の就労支援について、協議された課題等を解決していく。

イ 加西特別支援学校の卒業予定者等の進路希望を調査し、企業への就職、就労移行支援事業、就労継続支援事業等の地域における状況を保護者等に説明し、適切な進路選択ができるよう保護者等に情報提供していく。

ウ 市内の就労移行支援事業所、就労継続支援事業所が適切なサービスを提供するよう指導を行い、福祉施設から一般雇用への移行を促す。